

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野隆一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市幡羅町一丁目一二番四地先 まで</p>	<p>深谷市国済寺字西曲輪六一六番 三七地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・〇〇〃 三七・四二</p>	<p>九・九一〃 二五・八九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>七四・九〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>深谷都市計画事業国済寺土地 区画整理事業</p>		<p>備 考</p>